

発議案第5号

大船渡市議会委員会条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大船渡市議会会議規則（平成3年議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和7年6月24日

議会運営委員長 佐藤優子

大船渡市議会議長 伊藤力也様

提案理由

大船渡市部設置条例の一部改正に伴い、林野火災対策局の所管を定めようとするものです。

大船渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

大船渡市議会委員会条例（平成3年大船渡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 〔略〕 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>所管</th></tr><tr><td>総務常任委員会</td><td>7人</td><td>企画政策部、総務部、協働まちづくり部、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table>	名称	定数	所管	総務常任委員会	7人	企画政策部、総務部、協働まちづくり部、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項	〔略〕			（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 〔略〕 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>所管</th></tr><tr><td>総務常任委員会</td><td>7人</td><td>企画政策部、総務部、協働まちづくり部、<u>林野火災対策局</u>、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table>	名称	定数	所管	総務常任委員会	7人	企画政策部、総務部、協働まちづくり部、 <u>林野火災対策局</u> 、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項	〔略〕		
名称	定数	所管																	
総務常任委員会	7人	企画政策部、総務部、協働まちづくり部、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項																	
〔略〕																			
名称	定数	所管																	
総務常任委員会	7人	企画政策部、総務部、協働まちづくり部、 <u>林野火災対策局</u> 、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項																	
〔略〕																			
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議案第 5 号（大船渡市議会委員会条例の一部を改正する条例）説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第 2 条	総務常任委員会の所管に林野火災対策局を加えることを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。
